

総会前に事前にいただいた質問と回答

<質問 1>

給与手当、臨時雇用賃金など、いわゆる人件費に該当する費用が、前年度実績に比べて大幅に増加しているが、その理由について説明してほしい。

<回答>

(1) 給与手当の増加について

給与手当とは、事務局職員に支払う給与に当たります。

給与手当の金額が、2020年度に約693万円だったところ、2021年度には1187万円と493万円と大幅な増加となりました。

この増加の要因は大きく次の3点です。

- ① 2020年度までは臨時雇賃金の項目に計上していた非正規職員の給与を、2021年度から給与手当の項目に計上することに変更したことの影響 約305万円
- ② 期中に、臨時雇用だった職員を正規職員に採用したことの影響 約80万円
- ③ 事務局職員の労働条件の是正を行っており、36協定を締結するにあたり、過去に未払いであった残業代の支払いを行なったことによる影響 約112万円

(ご参考) 事務局体制

	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年6月末 予定
正規職員	3	2	1	3	2
(事務局代表)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(正職員)	(2)	(2)	(2)	(3)	(2)
非正規職員	5	5	5	5	3

(注) 2019年度以降、事務局代表は副会長及び業務執行理事が代行

(2) 臨時雇賃金の増加について

臨時雇賃金は、2021年度は約868万円となりました。2020年度に臨時雇賃金として計上していた非正規職員の給与を2021年度には給与手当に計上することとしましたが、その点を考慮すると、前年度から約766万円の増加となったこととなります。

これは主に、2021年度に消費者庁から3つの事業を委託し実施したことにより、会員が当該事業に従事したため、臨時雇賃金の支払いが増加したためです。

なお、2021年度に消費者庁から受託した事業は以下の通りです。

- ① 消費生活相談員担い手確保事業(消費生活アドバイザー資格試験対策講座、受講者数800

- 人) 契約金額 約 1024 万円
- ② 消費生活相談員担い手確保事業 (資格取得者のための就業サポート、受講者数 118 人)
契約金額 約 1176 万円
- ③ 地方消費者行政における先進的モデル事業 (高齢者のデジタル化対応) 契約金額 約 759 万円

<質問 2>

昨年 7 月に事務所を移転したということだが、いくらかかったのか。コスト削減になったのか、教えてほしい。

<回答>

(1) 移転にかかった費用について

2021 年 7 月に事務所を、渋谷から飯田橋 (千代田区) に移転いたしました。

移転に要した費用は合計約 432 万円でした。

そのうち、主なものは以下のとおりです。

- ① ネットワークや電話の移転にかかった費用 約 140 万円
- ② 原状回復費用 約 100 万円
- ③ 什器移転及び廃棄費用 約 90 万円
- ④ 保証契約費用 約 35 万円
- ⑤ 仲介手数料 約 29 万円
- ⑥ 備品購入 約 14 万円
- ⑦ 登記費用 約 8 万円

なお、④保証費用は、これまで代表理事が連帯保証人となっていましたが、これを改め、保証会社と保証契約を締結することとしたためです。

上記費用の他、事務所移転に伴い、渋谷の事務所に設置していたパーティションを処分 (廃棄) したことに伴い、未償却額の約 33 万円が損失として発生しました。この損失は経常外費用として計上してあります。

(2) 事務所を移転したことによる効果について

事務所を移転したことにより、事務所の月額賃借料は 57 万 7500 円から 28 万 8200 円に減少しました。このため、年間に換算すると約 347 万円の費用減少となりました。

なお、敷金についても、525 万円から約 157 万に下がりました。

<質問 3>

事業費の印刷製本費も管理費の印刷製本費も増えていますが、なぜですか。 デジタル化への対応はどうなっていますか？

<回答>

事業費の印刷費が 634 万円と、前年度比 261 万円増えましたが、主な理由は、消費者庁から受託した消費生活相談員担い手事業（消費生活アドバイザー資格試験対策講座、受講者数 800 人）の教材の印刷費用が発生したためです。

管理費の印刷費は 34 万円と、前年度比 25 万円の増加となりましたが、これは、2021 年度に代議員選挙があったためです。

デジタル化への対応については、総会の議案書の印刷をやめ、電磁的方法でお届けする方法に変更させていただき等、会員の皆様のご理解をいただきながら、進めていきたいと考えています。

<質問 4>

事業費の中の委託費が、前年度に比べて 1661 万円も増えていますが、なぜですか？

<回答>

増加の主な要因は、主に、受託した次の 3 つの事業において、外部委託をしたためです。

すなわち、

- ① 消費者庁から受託した消費生活相談員担い手事業（就業サポート事業）において、動画教材の撮影・制作を
- ② 消費者庁から受託した先進的モデル事業において、アプリの開発を
- ③ アマゾン合同会社から受託して制作した「スマート通販学」の開発をそれぞれ外部の専門的な事業者へ委託したためです。

<質問 5>

収入の箇所助成事業について、2021 年度は JKA からの助成による事業はなかったのか？

<回答>

JKA は公営競技である競輪やオートレースを統括する公益法人です。NACS は長年、相談室の事業運営費の半額を同法人の助成でまかなってきました。

2021 年度も、同法人に助成の申請をしましたが、前年の 2020 年度に、コロナ禍で緊急事態宣言が発出となり、週末電話相談を休止せざるを得ない時期があったことが響き、助成を

受けることができませんでした。そのため、2021年度は、会費収入により同事業を運営することとし、報告書をコンパクトなものとすると同時に、印刷して配布は最小限にとどめ、電磁的な方法に切り替える等、運営費用の削減に努めました。

2022年度は、助成の申請を行いませんでした。理由は、提出が義務づけられる報告書の作成等の負担が大きく、当面は、相談室や事務局が本来なすべき業務に集中することが必要と判断したためです。2023年度以降については、状況を見て、助成申請をするかどうかを相談室と相談の上、判断します。

<質問 6>

2021年度に実施した公開講座や学習会について、会員以外の一般の参加者がゼロのものが目立ちます。なぜですか。今後の課題をどう考えていますか。

<回答>

NACSは公益法人であり、公益、すなわち、会員以外の一般の方々の消費者としての権利や利益の保護に資する事業を実施することが求められています。このため、これまで会員限定としていた学習会等を、できる限り公開とするよう、各支部にお願いさせていただきましたが、コロナ禍で集客が難しかった、会員以外の一般の方々への広報が不十分だった等の理由により、会員以外の参加者を集めることができなかったことが主な要因です。

2022年度は、全国で実施する講座の情報を本部で集約してホームページに掲載して広報を強化するとともに、賛助会員企業や他団体等にも積極的に情報提供をしております。

また、本部委員会や支部で実施する講座や学習会の開催内容や時期が重ならないよう、調整も行なっておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

以上